



建指 第 9 号
令和 2 年 4 月 15 日

(公社)全日本不動産協会茨城県本部 様

水戸市長 高橋 靖



水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例等の改正 について（通知）

平素より本市の宅地開発行政に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、下記のとおり水戸市市街化調整区域に係る開発行為の許可基準に関する条例（平成 16 年水戸市条例第 1 号）及び同施行規則（平成 16 年水戸市規則第 17 号）の改正を行いましたので、お知らせします。

記

1 改正理由

市街化調整区域において、空き家・空き地（遊休宅地）の活用を促進し、既存集落における人口減少の抑制及び地域コミュニティの維持を図るため、専用住宅の建築等に係る開発許可基準を見直す等関係規定の整備を行ったものです。

2 主な改正内容

- (1) 開発行為の許可基準（遊休宅地における専用住宅）の制定
- (2) 開発審査会付議基準（包括承認基準）の条例化
- (3) 前 2 号に対応する建築物の建築等の許可基準の制定

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

※改正後の条例及び規則については、ホームページをご覧ください。

水戸市役所ホーム>各課の業務>都市計画部>建築指導課>宅地開発に関すること

問合せ先 水戸市都市計画部建築指導課開発指導室
TEL (029) 232-9210